指定校変更許可基準

区分	許可要件	許可期間	添付書類等
1　指定学校変更許可区域	教育委員会が別に定める区域	卒業まで	
2　転居に関する理由	(1)市内で転居した場合で、引き続き転居前の在籍校への就学を希望する場合		
	（ア）小学校 1～4 年生、中学校 1 年生が、学期途中で転居した場合	学期末まで	
	（イ）小学校 5～6 年生、中学校 2～3 年生が、学期途中で転居した場合	卒業まで	
	(2)転居が確実で、転居予定地の通学区域の学校への就学を希望する場合	転居予定日まで	転居先が確認できるもの(建築確認書、購入又は賃貸者契約書の写し)
	(3)自宅の新築、改築等に伴い、通学している学校の通学区域外に一時的に引っ越すが、通学等に支障がないので、引き続き従前の学校に就学を希望する場合	転居予定日まで	転居先が確認できるもの(建築確認書、購入又は賃貸者契約書の写し
3　身体に関する理由	(1)疾病又は身体的理由により、指定学校への就学が困難な場合	卒業まで	医師の診断書
	(2)長期的、定期的に通院加療を必要とし、かつ、診療時間の関係により、病院の最寄りの学校への就学を希望する場合	卒業まで	
	(3)指定学校に特別支援学級がない場合	卒業まで	

４　教育的配慮に関する理由	(1)いじめ等の事情により、教育的配慮が必要であると認められる場合 （ただし、*1児童・生徒数が急増している学校は除く。）	卒業まで	
	(2)生徒が就学する指定学校に希望する部活動がない場合 （希望する種目に取り組んできた実績があることを条件とし、通学区域の隣接する指定学校変更を原則とする。ただし、*1児童・生徒数が急増している学校は除く。）	卒業まで	
５　個別事情に関する理由	(1)児童の帰宅時に留守家庭となり、児童を親族宅等に預けたり、自営店舗に帰宅するため、預かり先や自営店舗の所在地の指定学校への就学を希望する場合（小学生に限る。）	卒業まで	預かる者の承諾書、就労証明書、事業所の住所の分かる書類の写し
	(2) 配偶者からのＤＶや債務の取立て等の家庭の特別な事情により、住民票を異動することができない場合、実際に居住している区域の指定学校への就学を希望する場合	卒業まで	実際に住んでいる住居の賃貸借契約書等の写し
	(3) 兄姉又は弟妹が指定学校変更の承認を受け在学している場合に、弟妹又は兄姉も同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで	
６　小規模特認校に関する理由	特色ある教育活動を展開している小規模校において教育を受けさせたいと希望し、教育委員会より入学の許可を受けた場合（小規模特認校区以外の流山市内在住の方）	卒業まで	
７　その他の特別な理由	その他、児童・生徒の具体的な状況に応じて、教育委員会が相当と認める場合(*1児童・生徒数が急増している学校は原則除く。)	卒業まで	

＊１　児童・生徒数が急増している学校とは、市野谷小、八木北小、小山小、南流山小、南流山第二小、おおたかの森小、おおぐろの森小、南流山中、おおたかの森中、おおぐろの森中とする。

（注意）

・児童・生徒数が急増している学校などは、年毎に変化するため、前年度までのケースは、参考とはなりません。
・許可区域以外での小学校の指定学校変更が卒業まで認められる場合でも中学校は居住地の指定学校に通学することとなります。
・送迎の都合などによる、指定学校の変更は認められません。
・虚偽の理由による不正な指定学校変更が判明した場合は、居住地の指定校に転校していただくことになります。
・中学校における許可区域での指定学校変更については、該当する小学校を卒業した場合のみ許可します。
・児童・生徒の通学の安全面についても確認させていただきます。